

広島県告示第四百四十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年二月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
小栗林地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

大竹市		郡市・区	
栗谷町		町	
小栗林		大字	
宮ヶ原		宮ヶ峠	
宮ヶ原		宮ヶ峠	
八三六番四	八四一番一 地 先里道敷	八四一番二	一〇〇〇七番
標柱八号	標柱七号	標柱五号及び六号	標柱四号
			一〇〇〇三番
			一〇〇〇四番
			八三三番
			標柱一号及び九号
			標柱二号